

### ◇ 補助対象事業(概要)

区 分	補助対象事業	補助率・限度額・制限等
集会所建設事業	<p>新築・改築・・・延床面積50㎡以上の工事</p> <p>増 築・・・面積基準なし</p> <p>補助対象：設計料・建築設備工事費</p> <p>補助対象外：建物の解体費用等</p> <p>※新築は自治組織に1施設とする</p>	<p>①工事費の1/2又は1,000万円(増築の場合は460万円)のいずれか少ない額</p> <p>②1㎡当たりの建築単価は、木造16万円以内、非木造22万円を限度として算出</p> <p>①かつ②を満たす額</p> <p>(補助対象外期間)</p> <p>新築・改築の補助金交付後 25年間</p> <p>増築工事は、新築、改築の補助金交付後 10年間</p>
集会所整備事業	<p>修 繕・・・集会所の維持管理上必要と認められる補修</p> <p>外構工事・・・駐車場、駐輪場、門、塀など</p> <p>建設設備等・・・建築物に設置する電気、ガス、給水などで建築物と一体として効用するもの</p>	<p>工事費から10万円を減じた額の1/2又は100万円のいずれか少ない額</p> <p>集会所建設後10年以上経過した修繕</p> <p>(補助対象外期間)</p> <p>補助金交付後 5年間</p>
集会所大規模修繕事業	<p>大規模の修繕・・・耐震診断の結果、耐震改修工事が必要とされた場合の耐震改修工事を含む修繕工事</p>	<p>工事費から10万円を減じた額の1/2又は300万円のいずれか少ない額</p> <p>集会所建設後10年以上経過した大規模修繕</p> <p>(補助対象外期間)</p> <p>補助金交付後 10年間</p>
集会所用地取得事業	<p>用地取得・・・集会所を3年以内に建設する土地、又は既に集会所の建設されている土地</p>	<p>土地取得費の1/2又は900万円のいずれか少ない額</p>
集会所維持事業	<p>賃借料・・・集会所の用に供する土地及び建物に係る賃借料</p>	<p>借地料の1/2又は6万円のいずれか少ない額</p>

◇ 希望をいただいても補助の対象にならない場合があります。何とぞご了承いただきますようお願いいたします。

### ◇ 集会所管理について

集会施設は、皆さんが快適に利用できるようにルールづくりも必要です。各自治会等の状況に応じて、集会施設の管理運営規約を作成しましょう。